

燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、**貨物自動車運送事業法**による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象になります。

燃料費の上昇を踏まえた
運賃・料金の見直しの協議を
拒んでいませんか？

燃料サーチャージの導入要請が
あったにもかかわらず、
協議を拒んでいませんか？



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直しましょう。

標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

前提
条件

- ・ 走行距離：1,100km（東京～福岡間）〈標準的な運賃 316,590 円〉
- ・ 燃 費：3.3km/ℓ
- ・ 燃料価格上昇額を仮に 20 円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額 17.5 円（※注）

計算式

$$\begin{array}{l} \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)} \\ = 1,100 \text{ (km)} \div 3.3 \text{ (km/ℓ)} \times 17.5 \text{ (円/ℓ)} = 5,834 \text{ 円} \\ \text{(標準的な運賃の約 2\%)} \end{array}$$

※注 標準的な運賃の通達では、基準価格 100 円～105 円は「算出上の燃料価格上昇額」が 2.5 円とされています。以降価格が 5 円上昇することにより「算出上の燃料価格上昇額」も 5 円上昇するよう規定されています。そのため、20 円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は 17.5 円となります。

国土交通省
「燃料サーチャージガイドライン」



国土交通省
「標準的な運賃 燃料サーチャージについて」

